

乙 款

一 入學金授業料等

入學金ハ選科生ニ限り之ヲ徴收スルコト從來ト異ナル所ナシ授業料ハ豫科及本科ノ納額ヲ改正シ本年度入學生ヨリ之ヲ増徴シ又試験料、寄宿料納額ヲモ改正シテ增收ヲ圖リタルモ爲ニ納付人員又ハ滯納者ノ數ニ影響ナク好結果ヲ得タリ而シテ之ガ徴收方法、納否ノ狀況并ニ滯納者ニ對スル處分方等ハ凡テ從來ト異ナル所ナシ

〔手書き〕

(二) 大正年間

明治四十五年ノ大正元年ノ二年

前年度『學事年報』に記された受験料は、次のように改定され記載されている。

第九章 受験料、入學料及授業料

第五十五條 新ニ本校ニ入學セントスル者ハ研究科及聽講科ヲ除クノ外豫科本科及師範科ニ在リテハ受験料トシテ入學願書ニ金貳圓ヲ添ヘ納付スヘシ又選科ニ在リテハ入學料トシテ入學許可ノ當日金壹圓ヲ納付スヘシ

既納ノ受験料ハ入學セザル場合ニモ之ヲ返付セズ

但シ地方長官ノ薦學ニ係ル甲種師範科入學志願者ハ受験料ヲ要セス

〔東京音樂學校一覽 從明治四十五年至大正二年 五五頁〕

大正二年五月二十二日に起案され、同月二十六日に決定された『大正元年度東京音樂學校學事年報』の「規程」欄には次のように記載されている。

規程

大正元年八月三十日能樂囃子生徒養成規程ヲ定ム同年十一月二十七日規則ヲ改正シテ甲種師範科入學者資格中修業年限四ケ年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者トアリシヲ之ニ「本科」ノ二字ヲ加ヘテ本科ヲ卒業シタル者ト改メ從來府縣知事ノ薦學ヲ受ケ出願シタリシヲ改メテ當該學校長ノ薦學ヲ受クベキコト、ナシ又入學試験科目ニ普通樂譜大ヲ加ヘタリ、同二年二月十日樂語調查掛規程中一箇條ヲ追加シテ囑託員若干名ヲ置クコト、セリ

〔手書き〕

大正二年ノ三年

前年度の『學事年報』は、次年度の『東京音樂學校一覽』に以下のよう記載されている。

大正元年八月三十日能樂囃子生徒養成規程ヲ制定ス、十一月二十八日文部省令第三號ヲ以テ甲種師範科入學志願者ハ地方長官ノ薦學ヲ受クベキ規定ナリシヲ師範學校中學校及高等女學校長ノ薦學ヲ受クルコトニ改正セラル又學則ヲ改正シテ甲種師範科入學試験科目ニ普通樂譜大要ヲ加フ

同二年二月十日樂語調查掛規程中一箇條ヲ追加シテ囑託員若干名ヲ置クコトニ改正ス、六月二十八日學則第六十八條ニ但書ヲ加ヘ夏

期休業中甲種師範科官費生ニ學費ヲ支給セサルコトヲ得ト改正ス

〔東京音樂學校一覽 從大正二年至大正三年〕一三頁

改正条項は次のとおり。能楽囃子生徒養成規程は三に掲載する。

第三十三條 甲種師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行善良年齡滿十六年以上ノ者ニシテ師範學校中學校若ハ修業年限四箇年ノ高等女學校本科ヲ卒業シ當該學校長ノ薦舉ヲ受ケタル者ニ就キ左ノ入學試験科目第一及第二ノ試験ヲ行ヒテ之ヲ定ム

但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ハ入學試験科目第一乃至第七ノ試験ヲ行ヒテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

入學試験學科目

- 一 唱 歌
- 二 普通樂譜大要
- 三 國 語
- 四 數 學
- 五 理 科
- 六 地 理
- 七 歷 史

但シ右試験ノ程度ハ師範學校中學校又ハ修業年限四箇年ノ高等女學校本科卒業ノ程度ニ於テ之ヲ定ム

（前掲書 四四〜四五頁）

受験料に関する第五十五条の最後の一文が削除された。

第五十五条 新ニ本校ニ入學セントスル者ハ研究科及聽講科ヲ除ク

ノ外豫科本科及師範科ニ在リテハ受験料トシテ入學願書ニ金貳圓ヲ添ヘ納付スヘシ又選科ニ在リテハ入學料トシテ入學許可ノ當日金壹圓ヲ納付スヘシ

既納ノ受験料ハ入學セザル場合ニモ之ヲ返付セズ

（前掲書 四四頁）

改正前の第五十五条については、本項「明治四十五年／大正元年（二年）」を参照。

『大正二年度東京音樂學校學事年報』より、「概要」と「規程」の項を掲載する。

概 要

本年度ニ於ケル事業ノ概要ヲ舉ケレハ大正二年六月及十二月ノ二回唱歌及管絃樂合奏ノ演奏會ヲ開催シ進歩ノ狀況ヲ公表シタリ邦樂ノ調査ハ遂次進捗シ邦樂年表第二編及箏曲集第二編ヲ出版スルニ至常磐津、長唄、一中、清元、新内、河東、富本、平曲、謠曲等ハ前年來ノ調査ヲ繼續シ巷間餘リ行ハレザル曲モ保存ノ必要ヲ認ルモノハ之ヲ蓄音器ニ吹込ミ又完全ナル樂譜ニ作成シタリ未タ雅樂ニハ着手スルノ運ニ至ラサリシモ來年度ニハ必ス豫定通實行ノ見込ナリ邦樂演奏會ハ古曲、名曲、難曲、所作ト曲トノ關係ニツキ興味ノ深キモノ等ヲ選シ六月及十二月ノ二回公開シ十二月ノ會ニハ本校ノ所藏及諸名家祕藏ノ演藝ニ關スル古書肖像樂器類ヲ陳列シテ觀覽ニ供シタリ前年度ニ創設シテ能樂會ニ養成方ヲ依頼シタル囃子方生徒ノ成

續大ニ好良ナレハ披露ノ目的ヲ以テ大正三年一月十七日九段靖國神社能樂堂ニテ能樂囃子試演會ヲ催シ大ニ好評ヲ博シタリ同三月二十五日本科及師範科生徒ノ卒業證書授與式ヲ舉行シタル等之ナリ

規程

大正二年六月二十八日學則ニ改正ヲ加ヘ甲種師範科官費生ノ學資ハ夏期休業中支給ヲ中止シ得ルコト、シ十二月二十五日奏樂堂貸付規則ニ改正ヲ加ヘ借受者ヲシテ使用シタル暖房及電燈費用ヲ負擔セシムルコトトナス⁽¹⁾寄宿舎ハ其規則ニ依リ夏期休業中閉鎖シテ在舎ヲ許サル規定ナルモ本年ハ生徒自身ノ都合上歸省又寄宿先ヲ得サル事情アル者及文部省ニテ開催セラレタル講習會ノ講習員ニ限り便宜ノ爲特ニ寄宿セシメタリ

(手書き)

(1) 十二月二十五日の改正は、大正三年以降の『東京音樂學校一覽』に記載がなく、改正された形跡は見られない。

大正三年～四年

『東京音樂學校一覽 從大正三年至大正四年』における改正はみとめられない。
『大正三年度東京音樂學校年報』より「概要」「規程」の項を掲載しておく。

概要

本年度ニ於ケル事業ノ概要ヲ述ヘンニ時恰モ諒闇ニ際シタルヲ以

テ毎年春秋二期ニ開催スルヲ例トシタル音樂演奏會及邦樂演奏會ハ之ヲ中止シタリ邦樂平曲ニ於テ訪月、内侍所都入、能樂ニ於テ西王母、羽衣(一)箏曲ニ於テ箏曲集第一編、京唄ニ於テタの雲(一)都一中節ニ於テ甲子、廓の壽、夕霞淺間嶽、菅野一中節ニ於テ三勝雞卵酒、自然居士、常磐津節ニ於テハ戻り籠、傳授の龍、富本節ニ於テ幾菊蝶初音道(行)上下、清元節ニ於テハ長生、初霞淺間嶽上、河東節ニ於テ水調子、ぬれ扇、長唄ニ於テめんかぶり、鷺娘、繁太夫節ニ於テ鳥邊山等ノ審査ヲ遂ケ樂譜ヲ作成シタリ又近世邦樂年表ノ一部ヲ爲スベキ義太夫年表ハ調整中ニ屬シ一中節半太夫節河東節ノ年表ハ既ニ脱稿セリ右箏曲集第一編ハ大正三年九月之ヲ出版セリ大正四年三月廿五日本科及師範科卒業并ニ研究科、選科及能樂囃子科生徒ノ卒業及修業證書授與式ヲ舉行シタリ

規程

寄宿舎ハ夏期休業中閉鎖スル規定ナルモ生徒勉學ノ都合及文部省開催ノ音樂夏期講習會講習員ノ便宜ヲ圖リ八月十五日迄許可ヲ得テ開舎シ以後休業中閉鎖セリ

(手書き)

(『大正三年度東京音樂學校學事年報』)

大正四年～五年

規則とカリキュラムに関する改正は見られない。前年度と同様、『學事年報』より「概要」と「規程」の項を掲載する。
十二月に「御大禮奉祝音樂演奏會」が開かれるが、これに先立ち十月二十一日、「天皇陛下ノ御眞影ヲ下賜セラレ」たことが『東京音樂學校一覽』の沿革略に記されている。

概要

本年度ニ於ケル事業ノ概要ハ聲樂器樂ノ授業及研究ノ結果ノ狀況ヲ發表センガ爲大正四年五月三十日管絃樂及唱歌演奏會ヲ開ク十二月二十三日御大禮奉祝音樂演奏會ヲ開キ伏見若宮妃殿下ノ台臨ヲ仰ク此時ノ演奏歌曲ハ本校職員生徒ノ謹作ニシテ御大典ノ際奉獻シタルモノ、内ヨリ邦樂ヲ主トシテ撰擇シ箏曲、河東節、富本節、長唄、一中節、常磐津節及奉祝唱歌ヲ謹奏シタリ邦樂ノ調査ハ前年度ヨリ引續キ能樂ハ高砂、三井寺、融ノ謠曲長唄ハ初吟法樂舞、範頼道行、英執着獅子、鞭櫻宇佐幣、菊壽の草摺、新内節ハ伊達競阿國歌舞伎、千日寺名殘鐘、菅一中節ハ鉢の木、助六心中、かしく、新屋敷、墓所、高砂松の段、妹か宿、安宅道行、常磐御前道行、江戸紫、都一中ハ狸々、お夏笠物狂、源氏十二段、傾城淺間嶽、富本節ハ其倅淺間嶽、百夜菊色の世中、年朝嘉例壽、清元節ハ大和の手向五字、常磐津節ハ四天王大江山入、箏曲ハ千里の梅、四季の友、江の嶋、越後獅子、松盡し、櫻が里河東節ハ神樂獅子、曲節百六十四種ニ就キ審査シ雅樂ハ調査ニ着手シタルモ其ノ方法及順序ニ協定シタルノミニシテ未タ審査ノ運ニ至ラス

規程

本校ノ寄宿舎ハ夏期休業中閉鎖スルノ規定ナルモ篤志寄宿生徒ノ希望及文部省ニテ開催セラレタル音樂講習會講習員ノ技術練習便宜ノ爲特ニ八月十五日迄開放シ希望者ノ在舎ヲ許可シタリ (手書き)
(「大正四年度東京音樂學校學事年報」)

大正五年〜六年

大正五年六月文部省令第十四號ヲ以テ師範科ノ唱歌及國語ノ教授時間ヲ改正セラル
(「東京音樂學校一覽 從大正五年至大正六年」八頁)

これにより學則中、師範科のカリキュラムを定めた第十八条と第十九条が改正された。第十八条中、甲種師範科に関する部分、前年度まで「國語」とあつたところが「國語及漢文」となり、これとともに、「漢文ハ國語ノ學力優秀ナル者ニ之ヲ授ケ」という但し書きが付加される。第十九条においては、「科名」が「國語」から「國語及漢文」に変更され、時間数も、甲種師範科では三学年とも「三乃至六」から「三乃至八」に増加、乙種師範科では「三乃至六」から「國語 三」となっている。一方、甲種師範科の唱歌は、三学年とも「八」から「六」に減じている。

また本科の隨意科目を記した第十二条にも一部変更がみられる。以下、改正のあつた第十二条、第十八条、第十九条を掲載する。

第十二條 第六條ノ學科目ノ外隨意科目トシテ美學、音響論、教育學及音樂教授法ヲ授ケ又相當ノ學力アル者ニハ甲種師範科所定ノ國語及漢文ヲ授クルコトヲ得

(「東京音樂學校一覽 從大正五年至大正六年」二九頁)

第十八條 師範科ヲ別チテ甲種師範科及乙種師範科トス其學科目左ノ如シ

甲種師範科ニ在リテハ修身、唱歌、器樂オルガン、ピアノ音樂通論、和聲論、音樂史、教育學及音樂教授法、國語及漢文、英語、體操及遊戲トス

但シ器樂中オルガン、ピアノ及ヴァイオリンニ付キテハ其ノ中
 ノ一ヲ選修セシメ其ノ他ノ一ヲ隨意科目トス國語及漢文及英語
 ニ付テモ亦同シ
 前項ノ漢文ハ國語ノ學力優秀ナル者ニ之ヲ授ケ又隨意科目トシテ
 美學及音響論ヲ授クルコトアルヘシ
 乙種師範科ニ在リテハ修身、唱歌、オルガン、音樂通論、唱歌教
 授法、國語、體操及遊戲トス

(前掲書 三〇頁)

第十九條 甲種及乙種師範科各學科目ノ每學年配當並毎週教授時數
 左ノ如シ

科 名	甲 種 師 範 科	乙種師範科
學 科 目	第一年教授時數	第一年教授時數
修 身	一	一
唱 歌	六	一〇
オルガン、ピアノ 又ハヴァイオリン	三	三
音樂通論	二	二
和 聲 論	一	
音 樂 史	二	
教 育 學	二	
音樂教授法	二	
國語及漢文	三乃至八	第三學期一 國語 三

英 語	三乃至六	同上	同上	同上
體操及遊戲	二	二	二	二
計	三二	三二	二八	二三
練 習	若干時	同上	同上	同上

(前掲書 三〇〜三一頁)

以下、『大正五年度東京音樂學校學事年報』より。

概 要

本年度ニ於ケル事業ノ概要ヲ述フレハ授業ノ成績及技術研究ノ實
 況ヲ公表セントシ五月二十六日及二十八日兩日管絃樂及合唱演奏會
 ヲ開ク邦樂調査ノ資料研究及參考ニ供スル爲十一月十二日雅樂及聲
 明圖書古樂樂器類等ノ展覽會ヲ開キ諸名家寺院圖書館ヨリ祕藏ノ珍
 書多數出陳アリタリ十一月十六日

皇后陛下行啓アラセラレ唱歌ピアノウヴァイオリンオルガンノ獨奏
 絃樂合奏管絃樂等職員生徒ノ演奏ヲ聽召サル又別室ニ設ケタル雅樂
 圖書及樂器陳列室ニ臨御アラセラル邦樂調査ハ前年度ニ引續キ能樂
 ハ枕兒童、花月、羽衣、箏曲ハ箏曲集第三編トシテ出版スベキ原稿
 ニシテ常磐ノ榮、玉川、かざしの雪、四季の友、江の嶋、七段、千
 里の梅、松盡し、四段きぬた、櫻狩、明石、越後獅子、六段替手都
 一中節ハ傾城淺間嶽、松の羽衣、賤機帶(〔丹波與作、猩、〔) 皐

月の前等ヲ再調ス菅野一中節ハ江戸紫〔)神樂高砂、尾波瀬の陰

井萬屋助六、鉢の木安宅の道行業平河内通かしく新屋敷等ヲ再調
ス河東節ハ江戸節根元集ニ依リ斯流ノ曲節松の内纏れ髪富本節
八年朝嘉例壽、奈須野（「春夜障子梅（夕霧）」其倅淺間嶽
（下）常磐津節ハ四天王大江山入戀中車初音の旅新内節ハ千日寺名
殘鐘、赤阪竝木、長唄ハ菊壽の草摺高尾懺悔の段宇佐の幣、正
札附根元草摺、英執着獅子、外記節傀儡師雅樂ハ十翠樂、酒胡子
越天樂、胡飲酒破、青海波、千秋樂（「蘭陵王等審査攻究セリ

規程

六月（三十）日文部省令第十四號ヲ以テ甲種師範科ノ教授時間ヲ
改正セラレタルニ依リ同科生徒中第一學年及第二學年ノ者若干人ヲ
選拔シ九月ヨリ之ヲ實施シ各學年トモ國語六時間漢文二時間ヲ課シ
タルニ其成績好良ナリ。文部省ニテ開設セラレタル中等教員ノ夏期
音樂講習ノ會場ハ本校々舎ヲ使用セラレタルニ付講習員ノ便宜ヲ圖
リ許可ヲ得テ寄宿舎ヲ止宿所ニ充テタリ
〔手書き〕

大正六年〜七年

この年の『東京音樂學校一覽』以降、「學則」第七條中、聲樂部の副
科として音樂通論が加えられている。ただし、第六條中の聲樂部の学科
目についての規定、ならびに第八條における各学科目教授時数には以前
から音樂通論が記されており、変化はない。

第七條 聲樂部ニ在リテハ唱歌ヲ主科トシ「ピアノ」、音樂通論、
和聲論、樂式初步及音樂史ヲ副科トシ其ノ他ノ學科目ヲ兼科トス
器樂部ニ在リテハ專修ノ器樂ヲ主科トシ合唱、器樂合奏、音樂通
論、和聲論、樂式初步及音樂史ヲ副科トシ其他ノ學科目ヲ兼科ト

ス

（『東京音樂學校一覽 從大正六年至大正七年』二八頁）

『大正六年度東京音樂學校學事年報』より。

概要

本年度ニ於ケル事業ノ概要ヲ述フレハ授業ノ成績及技術研究ノ狀
況ヲ發表セントシ五月二十五及二十六兩日管絃樂及唱歌等ノ演奏會
ヲ公開シ又十二月一日二日兩日同様ノ趣旨ニ依リ音樂演奏會ヲ開催
シタリ

前學年ニ於テ甲種師範科國語ノ教授時數ヲ改正セラレ規定ノ國語
漢文ヲ課セシニ其成績良好ニシテ本科ノ卒業生貳十八人中音樂ノ外
國語ノ中等教員免許ヲ得タルモノ九人アリ邦樂調査掛ニ於テハ前年
度來引續キ箏曲集第三編トシテ出版スヘキ原稿ノ六段替手櫻狩、常
磐の榮、かざしの雪、玉川、千里の梅、四季の友、江の嶋、七段ヲ
再調シ尙再調審議シタルモノハ

富本節 奈須野、高尾懺悔、關寺小町、御代榮益穗富種
都一中節 吉原八景、松の羽衣

河東節 松の内、纏れ髪、助六所縁江戸櫻、神樂獅子
長唄 初咲法樂舞

本年度ニ於テ新タニ調査シタルモノハ

雅樂 合歡鹽、陪臚、三臺鹽急、賀殿急、颯踏、入破、
長慶子、喜春樂破、賀殿破、蘇合香急、萬歲樂、鳥急、
春楊柳、朝小子、春庭樂、林歌、蘇莫者破

長唄 常磐の庭、藪入娘、心猿の秋月、亂菊枕慈童
鳴物 連理引、時の太鼓、山おろし、波の音、水の音、寄せ連、
上ケ、風吹、三ツ地、ツゞケ、打物、序の舞、雷の音、ド
ロく、捕物、あばれ、登城の太鼓、岩戸神樂、岩戸、遠
寄、社殿、宮神樂ノ竹田、早神樂、渡り拍子、通り神樂、
ながし、狂言羯鼓、宮神樂、津島神樂、御代神樂、祇園囃
子、金獅子

規程

七月二十五日より三週間文部省ニ於テ音楽科中等教員ノ講習會ヲ
開催セラレ本校ヲ其會場ニ充テラレタルニ付女子講習員ノ便宜ヲ圖
リ寄宿舎ヲ開キ止宿セシメタリ八月十八日生徒獎勵金給與規程ヲ設
ケ特別ノ事情アルモノニ獎勵金給與シタリ

大正七年〜八年

大正六年八月生徒獎勵金給與規程ヲ制定ス

大正七年三月甲種師範科ヲ卒業者中國語ノ成績優秀ナル者ニハ國語
ノ中等教員免許狀ヲ授與セラル

豫科卒業證書式ヲ改正ス

〔東京音楽學校一覽 從大正七年至大正八年〕九頁

前年度の『東京音楽學校一覽』は八月に印刷・発行されているため、
八月に制定された規程は本年度の分に初めて記載されている。

この規定により「第六 生徒獎勵金給與規程」が加わった。これにと
もない、前年度までの「第六」から「第十二」までの項目は、それぞれ

「第七」から「第十三」へと移行することとなる（「第六」は本節の二
に掲載）。
『大正七年度東京音楽學校學事年報』の「概要」と「規程」は以下の
とおり。

概要

本年度ニ於ケル概要ヲ述フレバ五月廿五日廿六日及十一月三十日
十二月一日春秋二季ニ於ケル音楽演奏會ヲ開催シテ授業ノ成績及ヒ
技術研究ノ狀況ヲ公表セリ

規程

本校學則中授業料ニ關スル條項ヲ改正シテ本科ヲ年額金參拾圓、
豫科ヲ年額金貳拾五圓、選科ヲ一科目ニ付キ年額金貳拾圓トナシ附
則ヲ追加シテ大正八年四月一日ヨリ實施シ本年度末ニ於テ現ニ在學
セル生徒ノ授業料ハ大正十一年三月三十一日迄舊規定ニ依ルコト、
セリ

〔手書き〕

大正八年〜九年

大正八年四月本科豫科ノ授業料ヲ増額シ學則第五十六條ヲ改正附
則第八十七條ヲ加フ

〔東京音楽學校一覽 從大正八年至大正九年〕九頁

これはすでに前年度年報の「規程」に記載されている。改正と付加の結
果は次のとおりである。

第九章 受験料、入學料及授業料

第五十六條 授業料ノ年額左ノ如シ

一本 科 金參拾圓

一豫 科 金貳拾五圓

一選 科 一學科目 金貳拾圓

(前掲書 四〇頁)

附 則

第八十七條 本則第五十六條ハ大正八年四月一日ヨリ施行ス

但シ大正八年三月三十一日ニ於テ現ニ在學セル生徒ノ授業料ハ

大正十一年三月三十一日迄從前ノ規定ニ依ル

(前掲書 四三頁)

『大正八年度東京音樂學校學事年報』の「規程」は次のように記されている。

規 程

本校學則中第卅條第卅三條及第卅四條ヲ改正シ豫科入學ノ程度ヲ高メテ入學資格ヲ中學校第四學年又ハ高等女學校本科第四學年修了ノ程度トナシ器樂ヲ豫科及甲種師範科ノ入學試験科目中ニ加ヘタリ又奏樂堂貸付規則中第一號及第二號ヲ改正シテ奏樂堂貸付料及樂器使用料ヲ變更セリ

(手書き)

大正九年〜十年

『大正八年度學事年報』に記された入學試験に関する条項の改正は大

正八年九月、文部省令第三十六号をもつて行われた。これにより第三十条、第三十三条、第三十四条は次のように改正された。

第三十條 豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ中學校^ニ第四學年又ハ高等女學校本科第四學年ヲ修了シ左ニ掲クル學科目ノ試験ニ合格シタル者トス

但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ特ニ音樂ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一 唱 歌

二 普通樂譜

三 器 樂 ピアノ、ヴァイオリン又ハオルガンノ中一科目

四 國 語 中學校第四學年又ハ高等女學校本科第四學年修了ノ程度

五 外國語 英語獨語又ハ佛語ノ中一科目 中學校第四學年又ハ高等女學校本科第四學年修了ノ程度

度ノ程

第三十三條 甲種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良年齡滿十六年以上ノ者ニシテ師範學校中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校本科ヲ卒業シ當該學校長ノ薦舉ヲ受ケタル者ニ就キ中學校又ハ高等女學校本科第四學年卒業ノ程度ニ據リ左ニ掲クル學科目ノ試験ヲ行ヒテ之ヲ定ム

但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一 唱 歌

二 普通樂譜

三 器 樂 オルガン、ピアノ又ハヴァイオリンノ中一科目

四 國 語

第三十四條 乙種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ修業年限二箇年以上ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ左ニ掲クル學科目ノ試験ニ合格シタル者トス

一 唱 歌 小學唱歌集初編ノ程度

二 國 語

〔東京音樂學校一覽 從大正九年至大正十年〕三二(三三頁)

さらに附則に「第八十八條 本條第三十條第三十三條及第三十四條ハ大正八年九月二十二日ヨリ施行ス」(前掲書 四三頁)が追加される。

なお『大正九年度東京音樂學校學事年報』中の「規程」の項には、「何等記載スベキ事項ナシ」と記されるのみである。

大正十年〜十一年

大正十年五月本校敷地内ニ新築ノ木造二階家建坪三十五坪渡り廊下三坪半ヲ交付セラル、九月奏樂堂備附樂器ノ使用料ヲ改正ス、十二月學則第五十五條乃至第六十三條ヲ改正シテ受験料入學金本科豫科選科聽講科ノ授業料ヲ増額シ研究科ニ授業料徴收ノ制ヲ設ケ寄宿舎規則第八條ヲ改正シテ寄宿料ヲ増額ス

以上は『東京音樂學校一覽 從大正十一年至大正十二年』の「沿革略」よりの引用である。改正結果は次年度に掲載する。

入學金、授業料などについては『大正九年度東京音樂學校學事年報』乙款で次のように言及されている。

一、入學金、授業料等

入學金及受験料ハ從前通りニシテ授業料ニ於テハ大正八年度新入生ヨリ各科共年額五圓ヲ増徴セシモ入學料受験料又ハ奏樂堂及樂器使用料等ト俱ニ猶増徴ノ必要アリ、而シテ之等徴收方法ハ從來ノ如ク入學金ハ入學許可ノ際、授業料ハ四、九、一月ノ三期二分チ指定ノ日ニ於テ收入官吏ニ納付セシム其狀況ハ概シテ良好ナルモ獨リ選科ニ至リテハ滞納者多ク除名處分ヲナシタル者毎期數十名ヲ算ス

(手書き)

次は『大正十年度東京音樂學校學事年報』の甲款より「規程」、乙款より「授業料、入學金等」である。

規 程

本校奏樂堂貸付規則中備付樂器ノ使用料ヲ改正シ又學則中第五十五條乃至第二十三條ヲ改正シ第八十九條ヲ追加シテ授業料ノ額ヲ引上ゲ研究科ノ授業料ヲ新設追加シ又奏樂堂貸付規則中竝ニ寄宿舎規則ヲ改正シテ舍費ノ増額及貸付料ノ増額ヲナセリ

一、授業料、入學金等

入學金ハ壹圓ヲ參圓ニ受験料貳圓ヲ五圓ニ選科授業料貳拾圓ヲ參拾圓ニ奏樂堂使用料冬期(十二月ヨリ)ハ四拾五圓ニ全備付樂器使用料。ピアノ 甲種拾圓ヲ參拾圓 乙種五圓ヲ貳拾圓 ニオルガン 甲種五圓ヲ拾圓 乙種參圓ヲ五圓 ニ増額セシモ猶本科授業料及寄宿舎費ヲ増徴シ并ニ練習用樂器使用ノ料金ヲモ新規徴收スルノ必要アリ

(手書き)

大正十一年〜十二年

學則改正により、第九章全体を掲げる。附則第八十七条は削除、第八十九条が追加された。

第九章 受驗料、入學料及授業料

第五十五條 新ニ本校ニ入學セントスル者ハ研究科及聽講科ヲ除クノ外豫科及師範科ニ在リテハ受驗料トシテ入學願書ニ金五圓ヲ添ヘ納付スヘシ又選科ニ在リテハ入學料トシテ入學許可ノ當日金參圓ヲ納付スヘシ

既納ノ受驗料ハ入學セサル場合ニモ之ヲ返付セス

第五十六條 授業料ノ年額左ノ如シ

一本 科 金五拾圓

一豫 科 金四拾圓

一研究科 金參拾圓

一選 科 一學科目 金參拾圓

第五十七條 削除

第五十八條 聽講科ノ授業料ハ一學科目年額金參拾圓トス

第五十九條 師範科ハ授業料ヲ徴收セス

第六十條 特待生ニハ其特待生タル間授業料ヲ免除ス

第六十一條 他官廳ノ委託學生ニハ文部大臣ノ許可ヲ得テ特ニ其ノ

授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第六十二條 授業料ハ左ノ三期ニ區分シ第一期ハ四月ヨリ六月迄第

二期ハ九月ヨリ十二月迄第三期ハ一月ヨリ三月迄トシ其納付期日

ハ其ノ初月十一日ヨリ十五日迄トス

第一期分 年額ノ十分ノ三

第二期分 同 十分ノ四

第三期分 同 十分ノ三

既納ノ授業料ハ本人退學ノ場合ト雖モ之ヲ返付セス

第六十三條 削除

（『東京音樂學校一覽 從大正十一年至大正十二年』四四〜四六頁）

附 則

第八十九條 本則第五十五條第五十六條第五十八條第五十九條第六十條及第六十二條ハ大正十一年一月一日ヨリ施行ス

但シ施行前ニ入學シタル生徒ノ授業料ハ大正十四年三月三十一日迄從前ノ規定ニ依ル

（前掲書 四八頁）

四月には文部省告示第三百四十四号により、本校内に第四臨時教員養成所が置かれ、村上直次郎校長が管理者に任ぜられた。昭和七年三月に廃止された同養成所については第三章第四節を参照。

また『大正十一年度東京音樂學校學事年報』の「規程」の項には「本校樂器使用料規則中ヲ改正シテ使用料ヲ増額ス又本校學則ヲ改正シテ各科ニ於ケル學科目ノ併合改廢ヲナシ教授時數ノ増減ヲ圖レリ復甲種師範科ニ於ケル無資格者ノ入學ニ關スル規定ヲ削除シ選科規程及聽講生規程ヲ定メ新ニ委託生規程ヲ設ケタリ」（手書き）とある。これらの改正結果は次年度の『東京音樂學校一覽』に記載される。

大正十二年〜十三年

大正十二年三月十二日、文部省令第十一号により本校規程が改正された。『東京音楽學校一覽 從大正十二年至大正十三年』は本学内に保存されておらず、また学外の公的機関や図書館などにおいても確認することができなかった(現在、国立公文書館で『自大正十四年三月至昭和二十三年七月東京音楽學校規則 第二冊』が文部省から移管され公開されている)。改正された規程については次年度の『東京音楽學校一覽』中の「第三 關係法令」から掲げ、「學則」全体については次年度の『東京音楽學校一覽 從大正十三年至大正十四年』で扱う。

大正十二年度東京音楽學校學事年報

甲 款

概要

本年度ニ於テ五月十九日二十日兩日春季演奏會ヲ開キ十二月十五日十六日兩日大地震罹災者慰安ノ意味ヲ含メ秋季演奏會ヲ開キタリ
大正十三年一月二十四日皇太子殿下御成婚奉祝歌譜ヲ獻納シ又皇太子殿下御成婚奉祝ノ趣意ヲ以テ曲目ヲ編成シ十三年二月二十三日二十四日兩日特別音楽演奏會ヲ開キ三月二十五日生徒卒業證書授與式ヲ舉セリ

規程

樂器使用規則中ピアノ、オルガン使用時間ノ單位ヲ改正シテ使用料ヲ減額セリ

設備

本校々舎ハ明治二十三年音楽幼稚時代ノ建築ニシテ僅ニ五、六十人位ノ生徒ヲ教養スルニ足ルヘキ極メテ小規模ノ設備ヲ有シ其後教

室及練習室ヲ増築セラレシモ一時ヲ彌縫スルニ過キサリシヲ以テ校舍狹隘ニシテ授業上及生徒ノ練習上種々ノ不便アリ奏樂堂モ亦時世ニ適セス演壇ハ狹クシテ演奏者多人數ノ大合奏ヲ行フコト能ハス聴衆ノ座席甚タ少キヲ以テ校舍ト共ニ少ナクトモ現在ノ收容力ニ二、三倍シ時代ニ適應セル大建築ヲ起スノ必要アリ神田一ツ橋通町設置トシテ東京聾啞學校教室ヲ借受ケ十一月一日ヨリ學年末迄選科生徒ノ授業ヲ施行シ臨時教員養成所生徒ノ授業ハ本校ニ移シタリ

分教場ノ假校舍ハ元ノ焼跡ニ建築セラレタルニ付次學年ノ始ヨリ從前通新教室ニテ授業ヲ行フコト、セリ選科生徒ノ入學志望者ハ震災後モ以前ト敢テ異ルコトナク益増加スルノミナレハ大ニ之ヲ擴張スル必要アリ本建築ハ規模宏大ナル鐵筋コンクリートニセラレシコトヲ希望ス

九月一日大地震ノ結果本館ノ廊下及奏樂堂ノ壁ニ龜裂ヲ生シ又剝落シタル所アリ倉庫ハ屋根瓦墜落シ寄宿舍ハ賃借家屋ニシテ元來不完全ナル建築ナレハ屋根及壁ハ著シク破損セリ本館内ノ暖房ハ各所ニ大破ヲ生シ修理不可能トナリ新タニ蒸汽機關ヲ備付ラレタリ

圖書樂譜及樂器ハ必要ニ應シ毎年購入シテ補充ヲ怠ラサルモ本年ハ震災ノ影響ニ依リ大ニ困難ヲ感シタリ次年度ニ於テハ補充完備ノ爲メ經費ノ増額ヲ要ス

職員

本校職員ハ校長一人教授十三人助教授十一人書記五人ノ定員ナルガ教官不足ニシテ所定ノ學科目ノ授業ヲ行フ能ハス多數ノ講師ヲ囑託シ又技術ノ授業ニハ助手ヲ採用シテ補足シアル實況ナリ又本校ノ

前分教場アルヲ以テ書記五人ニテハ事務ノ進捗ヲ期シ難キニ付教官及書記ノ定員増加ノ必要アリ

生徒

生徒ハ操行佳良ニシテ著シク健康ヲ害シタルモノ少數ニシテ學力ハ毎年ニ向上進歩ノ狀況ナリ品行善良學力優秀ナル生徒ハ本科二四人甲種師範科二人乙種師範科一人アリ卒業式ノ際各優等生ニ指定寄付ノ獎學賞品ヲ授與シタリ病氣ノ爲メ卒業試験ヲ受ケサル者本科二人甲種師範科一人乙種師範科二人アリ豫科及師範科生徒ハ學年ノ始メ選抜試験ヲ行ヒテ入學セシメ選科生徒ハ每學期ノ始メ修學ニ堪フルヤヲ知ル爲メ學力ヲ檢定シタル上入學セシメ又研究科聽講科及能樂囃子科生徒ハ論議ノ上無試験ニテ入學セシメタリ寄宿舎ハ女生徒ノ爲メニ參棟ヲ設置セリ家屋ハ賃借ニシテ設備甚タ不完全且狹隘ナルカ故ニ四十人以上收容スルヲ得ス目下ノ必要上百五十人位ヲ收容スヘキ設備ヲナスノ急務アリトス又男生徒モ樂器練習ノ都合上寄宿舎ヲ設クル計畫ヲ立テタレドモ適當ナル家屋ナキヲ以テ未タ実施スル能ハス

乙款

一 資金

維持資金中現金ハ預金部預金トシ有價證券ハ一部甲種國債登錄ヲナシ他ハ日本銀行ニ寄託シ各其ノ利殖ヲ圖レリ而シテ前年度ニ比シ現金九千六百六拾壹圓ヲ増加セシハ公債ノ償還アリシト歳入殘餘ノ繰入ニ由ルモノニシテ有價證券貳千貳百六圓ヲ減少セシハ公債ノ償還アリシ結果ナリ

一 授業料及練習用樂器使用料等

九月一日大震災火災ニ因リ修學困難ニ陥リタル者ニ對シテハ第二學期以降本學年間授業料ノ全ヲ一般生徒ニ對シテハ震災ニ基ク休學期間ニ相當スル授業料ヲ免除スルコトトセリ練習用樂器中ピアノ及オルガンノ使用單位一週九時間以内ヲ一週六時間以内ニ改メ其ノ使用料ヲ約三分ノ二ニ低減セリ

一 經費歲入歲出

本年度經費歲入歲出ヲ前年度ニ比較スルニ歲入ニ於テ貳千貳百四拾五圓歲出ニ於テ千六百拾四圓ヲ減少セリ前者ハ主トシテ震災ニ基ク授業料ノ減免ニ因ルモノニシテ後者ハ歲入減少ニ伴フ元受高不足ノ結果極度ノ節約ヲ加エタルニ由ル (手書き)

東京音樂學校規程(明治四十二年四月二十)(明治四十四年五月十一日改正) (文部省令第十三號) (大正元年十一月二十八日改正) (大正五年六月)

(明治四十四年五月十一日改正) (大正元年十一月二十八日改正) (大正五年六月) (省令第三十六號) (大正十二年三月十二日改正) (省令第十一號) (大正十二年三月十二日改正)

第一條 東京音樂學校ノ學科ヲ別チテ本科及師範科トス

第二條 本科ノ修業年限ハ三箇年乃至五箇年トス

第三條 本科ハ之ヲ聲樂部及器樂部ニ別ツ其ノ學科目及每週教授時數左ノ如シ

數左ノ如シ

學科目	學年			修身
	第一年	第二年	第三年	
聲樂部	一	一	一	一
器樂部	一	一	一	一

計	體操	外國語	國語	音樂史	音樂理論	器樂合奏	器樂	唱歌
一二二	二	三	三	二	二		一	八
一二二	二	三	三	二	二		一	八
二〇	二	三	三		二		一	八
一二二	二	三	三	二	二	二	二	五
一二二	二	三	三	二	二	二	二	五
二〇	二	三	三		二	二	二	五

前項所定ノ學科目中其ノ配當年度内ニ修了セサリシモノニ就キテハ次年以後ニ於テ之ヲ修了セシム

隨意科目トシテピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、ヴィオラ、ダブルベース、フリュート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、音響論、教育學及音樂教授法ヲ授クルコトヲ得

第四條 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ豫科卒業若ハ試驗ニ依リテ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタル者ニ限ル

第五條 師範科ヲ別チテ甲種師範科及乙種師範科トス

第六條 師範科ノ修業年限ハ甲種師範科ニ在リテハ三箇年、乙種師範科ニ在リテハ一箇年トス

第七條 師範科ノ學科目及毎週教授時數左ノ如シ

科名	學科目		唱歌	器樂	音樂通論	和聲論	音樂史	教育學	音樂教授法	國語	英語	體操及遊戲	計
	第一學年	第二學年	第三學年										
甲種師範科	一	一	一	六	三	二	二	二		三	三	二	二四
	一	一	一	六	二	二	二	二		三	三	二	二三
	一	一	一	六	二	二			二	三	三	二	二二
乙種師範科				一〇	三	二			一	三		二	二三

甲種師範科生徒ニハ隨意科目トシテ、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、美學及音響論ヲ授クルコトヲ得

第八條 甲種師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢滿十六歲以上ニシテ師範學校中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ當該學校長ノ薦學ヲ受ケタル者ニ就キ試驗ノ上學校長之ヲ定ム但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ハ試驗ノ上之ヲ入學セシムルコトヲ得

乙種師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限二箇年以上ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ試験ニ合格シタル者トス

第九條 東京音樂學校ニ豫科ヲ置ク

豫科ノ修業年限ハ一箇年トス

豫科ノ學科目及毎週教授時數左ノ如シ

修身	一
唱歌	六
器樂	三
音樂通論	二
國語	三
外國語	三
體操	二
計	二〇

第十條 豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年、高等女學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム但シ前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖特ニ音樂ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十一條 學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ前記各學科ノ毎週教授時數ヲ増減シ若ハ科外教授ヲナスコトヲ得

第十二條 東京音樂學校ニ研究科豫科及聽講科ヲ設クルコトヲ得

第十三條 研究科ヲ別チテ聲樂部器樂部及作曲部トス

研究科ノ修業年限ハ作曲部ニアリテハ三箇年以内其他ニアリテハ二箇年以内トス

第十四條 研究科ノ學科目左ノ如シ

聲樂部 唱歌、ピアノ

器樂部 器樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ、器樂

合奏

作曲部 音樂理論、ピアノ、

隨意科目トシテ管絃樂用樂器、總譜視奏法、外國語、國文學、外

國文學、美學及音響論ヲ授クル事ヲ得

第十五條 研究科ノ各學科目ノ毎週教授時數ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

第十六條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者ニ限ル本科卒業者ニアラスシテ試験ニ依リ之ト同等以上ノ資格アリト認メタル者ニハ研究科ニ屬スル學科目ノ學習ヲ許可スルコトヲ得

第十七條 選科ノ修業年限學科目及毎週教授時數ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

選科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學科目ヲ學習スルニ堪フルト認メタルモノニ限ル

第十八條 聽講科ニ關スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（東京音樂學校一覽 從大正十三年至大正十四年 一三（一八頁）

『東京音楽學校一覽 從大正十三年至大正十四年』の「沿革略」によれば「十二年（中略）四月學則ヲ改定シ別ニ選科規程及聽講科規程ヲ設ケ新ニ委託生規程ヲ制定シ學科目ヲ變更シ授業時數ヲ増減シ條章及字句ヲ改訂整理ス」とあり、これらも次年度の「學則」にいつしよに盛り込まれることとなる。

大正十三年〜十四年

大正十二年に改正された學則全体を、以下掲載する。
なお

- 「第五 選科規程」
- 「第六 聽講生規程」
- 「第七 委託生規程」
- 「第十 雜則」

については三で扱う。

第四學 則

第一章 總 則

第一條 本校ハ音樂ノ教授及攻究ヲナシ兼テ音樂教員ヲ養成スル所トス

第二條 本校ノ學科ハ本科及師範科トス

前項ノ外豫科及研究科ヲ置ク

第二章 本 科

第三條 本科ヲ分チテ聲樂部及器樂部トス其學科目左ノ如シ

聲樂部 修身、唱歌、ピアノ、音樂理論、音樂史、國語、外國語
英語又
ハ獨語 體操

器樂部 修身、器樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、又ハセロ、唱歌、器樂合奏、音樂理論、音樂史、國語、外國語 英語又ハ獨語 體操

第四條 本科ノ修業年限ハ三箇年以上五箇年以内トス

第五條 本科ノ各學科目ノ毎學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

學科目	聲 樂 部			器 樂 部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
修 身	一	一	一	一	一	一
唱 歌	八	八	八	五	五	五
器 樂	一	一	一	二	二	二
器樂合奏				二	二	二
音樂理論	二	二	二	二	二	二
音樂史	二	二		二	二	
國 語	三	三	三	三	三	三
外國語	三	三	三	三	三	三
體 操	二	二	二	二	二	二
計	二二	二二	二〇	二二	二二	二〇

前表ノ學科目中其配當學年内ニ修了スルコト能ハサルモノハ次學年以後ニ於テ之ヲ修了スルコトヲ得

第六條 第三條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、ヴィオラ、ダブルベー

ス、フルリユート、オーボエ、クラリネット、バツスーン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、音響論、教育學、音樂教授法

第七條 本科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ豫科卒業業者若ハ試驗ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス但豫科卒業業者ト雖モ成業ノ見込ナキ者ハ入學ヲ許可セサルコトアルヘシ

第三章 師範科

第八條 師範科ヲ分チテ甲種師範科及乙種師範科トス其學科目左ノ如シ

甲種師範科 修身、唱歌、器樂ピアノ、オルガン、又ハヴァイオリン、音樂通論、和聲論、音樂史、教育學、音樂教授法、國語、英語、體操及遊戲

乙種師範科 修身、唱歌、オルガン、音樂通論、音樂教授法、國語、體操及遊戲

第九條 師範科ノ修業年限ハ甲種師範科ニ在リテハ三箇年、乙種師範科ニ在リテハ一箇年トス

第十條 甲種師範科及乙種師範科ノ各學科目ノ毎學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

科名	學科目		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
唱歌	六	六	一〇
器樂	三	二	三

音樂通論	和聲論	音樂史	教育學	音樂教授法	國語	英語	體操及遊戲	計
二		二	二	二	三	三	二	二四
	二	二	二		三	三	二	二三
	二			二	三	三	二	二二
二				一	三		二	二三

甲種師範科生徒ニシテ國語科教員志望ノ者ニハ別ニ國語及漢文一週五時間ヲ課ス

第十一條 甲種師範科ニ在リテハ第八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、美學、音響論

第十二條 甲種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良年齡滿十六年以上ニシテ師範學校中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ當該學校長ノ薦舉ヲ受ケタル者ニ就キ中學校又ハ高等女學校卒業ノ程度ニ據リ左ニ掲クル學科目ノ試驗ヲ行ヒ之ヲ定ム但女子ハ夫ナキ者ニ限ル

一、唱歌
二、樂典
三、器樂

四、國語
五、英語

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前記ノ試験ニ依リ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

二、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校又ハ高等女學校卒業ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

第十三條 乙種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ修業年限二箇年以上ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ左ニ掲クル學科目ノ試験ニ合格シタル者トス

一、唱歌

二、國語

第四章 豫科

第十四條 豫科ノ學科目ハ修身、唱歌、器樂ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ、音樂通論、國語、外國語、英語又ハ獨語及體操トス

第十五條 豫科ノ修業年限ハ一箇年トス

第十六條 豫科ノ各學科目ノ每週教授時數左ノ加シ

修 身	一
唱 歌	六
器 樂	三
音 樂 通 論	二
國 語	三

外國語	三
體 操	二
計	二〇

第十七條 豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ次ノ各號ノ

一ニ該當シ且試験ニ合格シタル者トス但其資格ヲ有セサル者ト雖ドモ特ニ音樂ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、中學校第四學年修了者

二、高等女學校第四學年修了者

三、高等學校尋常科修了者

四、高等學校高等科入學試験ニ合格シタル者

五、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

六、文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校又ハ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

但前記ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ特ニ音樂ノ才能アリト認ムル雖モ者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ試験ハ左ノ學科目ニ付之ヲ行フ

一、唱歌

二、樂典

三、器樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ

四、國語

五、外國語 英語、獨語又ハ佛語

第五章 研究科

第十八條 研究科ヲ分チテ聲樂部、器樂部及作曲部トス其學科目左ノ如シ

聲樂部 唱歌、ピアノ

器樂部 器樂 ピアノ、オルガン、ウイオリン又ハセロ 器樂合奏

作曲部 音樂理論、ピアノ

第十九條 研究科ノ修業年限ハ作曲部ニ在リテハ三箇年、其他ノ部ニ在リテハ二箇年トシ教授時數ハ一學科目ニ付毎週二時間以內トス

第二十條 第十八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

管絃用器樂、總譜視奏法、外國語 英語、獨語、佛語又ハ伊語 國文學、外國文學、

美學、音響論

第二十一條 研究科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ本科卒業者中學藝優秀ナル者ニ限ル

但本科卒業者ニアラサルモ試験ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ハ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第六章 學年、學期、休業

第二十二條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條 學期ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ九月十日ニ至ル

第二學期 九月十一日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第三學期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第二十四條 休業ノ日ハ左ノ如シ

春季休業 三月二十六日ヨリ四月十五日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

祝日

大祭日

日曜日

本校設立記念日 十月四日

第七章 入學

第二十五條 入學ノ期ハ學年ノ始トス

第二十六條 入學志願者ハ左ノ書類ニ受験料金五圓ヲ添ヘ差出スヘシ

一、入學願書

一、履歷書

一、卒業證明書又ハ修了證明書

一、薦舉書 (甲種師範科ニ限ル)

一、戶籍謄本

本科卒業者ニシテ研究科ニ入學セント欲スル者ハ入學願書ノ外前項ノ書類ヲ差出スニ及ハス又受験料ヲ納付スルニ及ハス

第十七條但書ニ該當スル者ハ豫備試験受験料トシテ別ニ金五圓ヲ納付スヘシ

既納ノ受験料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

第二十七條 入學志願者ハ學科試験ノ外身體検査及口頭試問ヲ受クルモノトス

第二十八條 入學試験ニ合格シタル者ハ假入學ヲ許シ三箇月以內資

性品行及學業成績ヲ考察シ適當ト認メタル者ニ限り本入學ヲ許可スルモノトス

第八章 誓約、保證人

第二十九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人連署ノ誓約書ヲ差出し且宣誓ヲ爲スヘシ

第三十條 保證人ハ二人トス内一人ハ父母後見人又ハ尊族親、他ノ一人ハ年齡資産共ニ保證人ノ責ニ堪フル者タルヘシ但父母後見人又ハ尊族親ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十一條 保證人ハ其ノ保證スル生徒ヲ監督シ之ニ關シテ一切ノ責ニ任スルモノトス

第三十二條 保證人死亡シ又ハ第三十條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ誓約書ヲ差出スヘシ

第九章 缺席、休學、退學、除籍

第三十三條 生徒疾病其他事故ニ因リ休學ヲ願出ツルトキハ其事由ヲ記シ三日以内ニ届出ツヘシ但疾病七日以上ニ及フトキハ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十四條 生徒疾病其他事故ニ因リ休學ヲ願出ツルトキハ當該學年間ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五條 生徒疾病其他ノ事故ニ因リ退學セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ニテ願出ツヘシ

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

- 一、無届缺席三十日ヲ超ユル者
- 二、屢遅刻缺席シ出席常ナラサル者

三、成業ノ見込ナキ者

前項ニ掲ケタル場合ノ外臨機除籍ノ處置ヲナスコトアルヘシ

第十章 試業、進級、卒業

第三十七條 試業ハ每學年末之ヲ行フ

第三十八條 本科生徒ハ三學年修業シタル後ニアラサレハ卒業試業ヲ受クルコトヲ得ス

第三十九條 試業ノ成績ハ點數ヲ以テ評定ス

本科聲樂部ノ唱歌、同器樂部ノ專修器樂、師範科ノ唱歌及器樂、豫科ノ唱歌及器樂、研究科聲樂部ノ唱歌、同器樂部及同作曲部ノ音樂理論ハ二百ヲ以テ滿點トシ百二十點以上ヲ合格トス其他ノ學科目ハ一百ヲ以テ滿點トシ六十點以上ヲ合格トス

第四十條 音樂技術ニ關スル試業ハ特ニ委員ヲ設ケテ之ヲ行フ

第四十一條 本科又ハ師範科ノ卒業試業ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與シ研究科ノ修了試業ニ合格シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第四十二條 試業ニ缺席シタル者追試業ヲ願出ツルトキハ已ムヲ得サル事由アリト認メタル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十一章 授業料

第四十三條 授業料ハ年額左ノ如シ

本科 金五拾圓

豫科 金四拾圓

研究科 金參拾圓

第四十四條 師範科ハ授業料ヲ徴收セス

第四十五條 授業料ハ左ノ區分ニ依リ納付スルモノトス

第一學期 年額ノ十分ノ三 四月二十一日ヨリ二十五日マテ
第二學期 同 十分ノ四 九月十六日ヨリ二十日マテ
第三學期 同 十分ノ三 一月十六日ヨリ二十日マテ
既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

第十二章 奨励金及奨學金

第四十六條 本校生徒中品行善良學藝優秀ニシテ特別ノ事情アル者
ニハ奨励ノ爲メ一箇月金貳拾五圓以内ヲ給與スルコトアルヘシ
第四十七條 前條ノ奨励金ハ一箇月未滿ノ時ハ日割ヲ以テ支給ス卒業、修了又ハ死亡ノ月ハ全額ヲ支給シ退學ノ月ハ全部支給セス
第四十八號 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ其奨励金ノ支給ヲ停止ス
一、疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ缺席三十日ヲ超エタルトキ
ハ其翌日ヨリ缺席繼續中

一、休學中

第四十九條 奨励金ハ寄附者ノ指定ニ依リ又其指定ナキモノハ學校
長ノ意見ニ依リ給與シ又ハ貸付ス

第五十條 前條ニ依リ學校長ノ意見ヲ以テ貸付スル奨励金ハ卒業後
滿一ケ年ヲ經過シタル月ヨリ貸付ノ月數ニ相當スル期間内ニ於テ
月賦返納セシム但期限ニ先チ一時ニ全額又ハ一部ヲ返納スルコト
ヲ得

第五十一條 寄附者ノ指定ナキ奨學金ノ貸付ヲ受クル者半途退學シ
又ハ退學ヲ命セラレタルトキハ既ニ支給セラレタル奨學金ヲ償還
スヘシ但疾病傷痍其他酌量スヘキ事情ニ依ルトキハ償還スヘキ金
額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十二條 寄附者ノ指定ナキ奨學金ノ給與及貸付ニ付テハ第四十

七條及第四十八條ヲ準用ス

第十三章 特待生

第五十三條 本科生徒ニシテ學藝優秀品行善良ナル者ヲ特待生トス
第五十四條 特待生ハ每學年ノ始ニ於テ學校長之ヲ定ム
第五十五條 特待生ハ其特待生タル期間授業料ヲ免除ス

第十四章 音樂演奏會

第五十六條 本校ハ時々音樂演奏會ヲ開催ス
第五十七條 生徒ハ本校ノ音樂演奏會ニ出演スヘキモノトス
第五十八條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ前條ノ演奏會
以外ノ集會ニ於テ演奏ヲ爲スコトヲ得ス

第十五章 懲戒

第五十九條 生徒非違ノ行爲アルトキハ學校長之ヲ懲戒ス
第六十條 懲戒ヲ分チテ譴責、停學及放校ノ三種トス

附則

本學則ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス
本學則施行前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ國語及英語ノ中一ヲ
缺クコトヲ得

大正十年十二月三十一日以前ニ本科又ハ豫科ニ入學シタル者ノ本
科在學中授業料ハ大正十四年三月三十一日マテ年額金參拾圓トス
大正十年十二月三十一日以前ニ研究科ニ入學シタル者ハ大正十四
年三月三十一日マテ授業料ヲ納ムルニ及ハス

（東京音樂學校一覽 從大正十二年至大正十三年「三六〇四七頁」）

第八書 式

第一號書式 (用紙美濃)

入學願

私儀御校何科入學志願ニ付御許可相成度
別紙書類ヲ添ヘ此段相願候也

本籍地

現住所

族籍 何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年月日

本人何

某印

受験樂器 (豫科及甲種師範科志願者ニ限ル)

受験外國語 (豫科志願者ニ限ル)

志望樂部 (豫科志願者ノ豫科卒業後本科ニ
於テ修メント欲スル樂部及樂器)

東京音樂學校長何某殿

第二號書式 (用紙美濃)

履歷書

族籍

何 某印

何年何月何日生

父兄職業

一 學業 何年何月何學校ニ入り何年何月卒業

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何某ニ就キ何々修業

一 業務 何年何月ヨリ何業ニ從事

一 賞罰 何々

右ノ通ニ有之候也

年月日

第三號書式 (本科豫科研究科及乙種師範科用)

參錢
印紙

誓約書

私儀今般御校何科ニ入學ノ御許可ヲ得候ニ付テハ御規則堅ク相
守リ專心勉學可致此段誓約候也

本籍地

現住所

族籍 何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年月日

本人何

某印

何年何月何日生

前書何某身上ニ關スル事件ハ一切拙者共ニ於テ引受ケ本人ヲシ
テ前記ノ誓約ヲ嚴守セシメ可申候也

本籍地

現住所

職業

保證人 何

某印

何年何月何日生

本籍地

現住所

職業
東京音樂學校校長何某殿

保證人 何 某㊦
何年何月何日生

第四號書式 (甲種師範科用)

參錢
印紙
誓約書

私儀今般御校甲種師範科ニ入學ノ御許可ヲ得候ニ付テハ御規則
堅ク相守リ專心勉學致シ又卒業ノ後ハ服務規則ヲ遵守可致此段
誓約候也

本籍地
現住所
族籍 何某男女兄弟姉妹又ハ戸主
本人 何 某㊦
年月日 何年何月何日生

前書何某身上ニ關スル事件ハ一切拙者共ニ於テ引受ケ本人ヲシ
テ前記ノ誓約ヲ嚴守セシメ可申候也

本籍地
現住所
職業
保證人 何 某㊦
何年何月何日生
本籍地

現住所
職業

保證人 何 某㊦
何年何月何日生

東京音樂學校校長何某殿
前書保證人何某ハ本市區(町村)ニ住居シ公民權ヲ有スル者ニ相
違無之候也

年月日 府縣何市區(何郡町村)長何某㊦

以下は『大正十三年度東京音樂學校學事年報』『甲款』より『概要』
「規程」「設備」「職員」「生徒」の項である。

大正十三年度東京音樂學校學事年報

甲款

概要

本年度ニ於テハ五月三十一日六月一日兩日春季演奏會ヲ十一月廿
九日三十日兩日秋季演奏(會)ヲ開キ秋季演奏(會)ハ來聽希望者多
數ノ爲メ特ニ十二月五、六兩日臨時演奏會ヲ開催セリ三月廿五日生
徒卒業證書授與式ヲ舉行セリ

規程

本校學則第四十三條及第四十五條第一項并ニ聽講生規程第四條ヲ
改正シテ授業料ノ額ヲ引上ケ次年度ヨリ施行スルコト、ナセリ。

設備

本校舎ハ明治二十三年ノ建築ニシテ當時僅カニ五六十人ノ生徒ヲ教授スル目的ヲ以テ建造セラレタル極テ小規模ノ設備ヲ有シ其後教室及練習室ヲ増築セラレタルモ猶狹隘ニシテ授業上及生徒ノ練習上不便尠カラズ奏樂堂モ亦時世ニ適セス演壇ハ狹クシテ多人數ノ合奏合唱ヲ行フコト能ハズ又座席ハ少數ニシテ多數ノ聽衆ヲ入場セシメ難ク殊ニ建築以來年ヲ閱スルコト久シキヲ以テ内外共破損腐朽ノ箇所多ク危險尠カラズ少クモ現在ノ收容力ニ二三倍シ且時代ニ適應セル堅固ナル建築ヲ起スノ必要アリ

分教場ハ燒跡ニ建築セル假校舍竣工セルヲ以テ本年度始メヨリ從前ノ通り授業ヲ開始セリ然ルニ選科生徒ハ入學志望者益々増加スルノミナレバ大ニ之ヲ擴張スルノ必要アリ

從來賃借セル寄宿舎ハ本年九月購入シ本校所有トナレルモ近年入舎希望者多數トナリ悉ク之ヲ收容スルヲ得ズ十一月以降本校學友會所屬ノ女子部集會所ヲ賃借シテ一時ヲ彌縫セリ然レドモ設備不完全且狹隘ナルカ故ニ設備ヲ完全ニ規模ヲ擴張スルノ要アリ又男子ノ爲メニモ樂器練習ノ都合上完全ナル寄宿舎ヲ設クルノ必要アリ

職員

本校職員ハ校長一人教授十三人助教授十一人書記五人ノ定員ナルガ教官不足ニシテ所定ノ學科目ノ授業ヲ行フ能ハザルヲ以テ講師ヲ囑託シ又技術ノ授業ニハ多數助手ヲ採用シテ補足スルノ實狀ナリ又本校ノ外分教場アルヲ以テ事務員モ亦不足ナルヲ以テ教官及書記ノ定員増加ヲ必要トス

生徒

生徒ハ操行佳良ニシテ學力ハ年毎ニ向上進歩スル狀況ナリ品行善良學力優秀ナル生徒ハ本科ニ五人甲種師範科ニ二人乙種師範科ニ一人アリ卒業ノ際之ニ指定寄附ノ獎學賞品ヲ授與シタリ病氣ノ爲メ卒業試験ヲ受ケサル者甲種師範科ニ二人乙種師範科ニ一人アリ豫科及師範科生徒ハ學年ノ始メ選抜試験ヲ行ヒテ入學セシメ選科生徒ハ每學期ノ始メ學力ヲ檢定シタル上入學セシメ又研究科聽講科能樂囃子科生徒ハ詮議ノ上無試験ニテ入學セシメタリ。

〔手書き〕

大正十四年～十五年

四月學則ヲ改正シテ本科豫科研究科及聽講生ノ授業料ヲ増額ス九月文部省令第三十八號ヲ以テ本校規程第三條及第八條ヲ改正セラレタルニ依リ學則中本科二、三學年唱歌ノ教授時數ヲ減シ各學年配當ノ學科目ヲ次學年ニ亘リ修メ得ルノ項ヲ削リ甲種師範科ノ器樂ハピアノヲ専修科目トシ同科入學志願者ノ年齢及入學試験程度ノ規定ヲ削リ乙種師範科ノ器樂及入學資格ヲ改ム

〔東京音樂學校一覽 從大正十四年至大正十五年〕一〇～一二頁

學則改正のたぎに、東京音樂學校は文部大臣宛に許可願を提出している。文部省文書課記録掛で二冊に分けて保管されていたこれらの書類のうち、「第一冊」は大正十二年の関東大震災により焼失したが、大正十四年から昭和二十三年までを綴った「第二冊」は現在、国立公文書館に移管され公開されている。

以下、『東京音樂學校規則 第二冊 從大正十四年三月至昭和二十三年七月』より、先に挙げた改正内容に関連する文書を掲載する。それぞれの改正条項には、『一覽』や『年報』には記されない改正理由が付き

れ、当時の授業内容、生徒の生活、学力などの実情が記載されている。

音庶第九九号

本校學則ニ左記改正ヲ加へ度御許可ヲ願ヒマス

大正十四年八月一日

東京音樂學校長村上直次郎印

文部大臣岡田良平殿

記

第五條第一項ノ表中

唱歌「八、八、八、五、五」ヲ「八、七、七、五、四、四」ニ
又計「二二、二二、二二及二二、二二、二〇」ヲ「二二、二二、
一九、二二、二二、一九」ニ改ム

理由 生徒ノ學力増進ニ伴ヒ第二學年第三學年ニ於テ合唱豫備
教練ノ時間各一時間ヲ削減スルニ依ル

第五條第二項ヲ削除ス

理由 本項ノ設アル爲メ漫リニ學業ヲ怠リ長ク未修了學科目ヲ
存シ卒業スル能ハサルニ至ル者アルニ依ル、今此項ヲ削リ未修
了學科目アル者ハ同一學年ニ止メテ之ヲ再修セシムルモ主要學
科目ハ箇別教授ヲ行フヲ以テ學業ノ進歩ヲ沮止スルコトナシ

第八條甲種師範科ノ「器樂」ピアノ、オルガン
又ハヴァイオリンヲ「ピアノ」ニ乙種師
範科ノ「オルガン」ヲ「オルガン又ハピアノ」ニ改ム

理由 近來中等諸學校ニハ多クピアノヲ備附タルヲ以テ生徒在
學中ピアノヲ修ムルニアラザレバ卒業後教授上困難ヲ感ズルニ

依ルオルガン及ヒヴァイオリンハ隨意科目トシテ之ヲ教授ス

第十一條「ピアノ」ヲ削ル

理由 第八條ヲ改正シテピアノヲ必修科目トシタルニ依ル

第十二條「年齡滿十六年以上」及ヒ「中學校又ハ高等女學校卒業ノ
程度ニ據リ」ヲ削除ス

理由 中等學校卒業ヲ資格トスルヲ以テ年齡ノ制限ヲ設クルノ
必要ナク又入學志願者ノ音樂ノ學力著シク向上シ試験ハ中等學
校卒業ノ程度ニ據ル能ハザルニ至レルニ依ル

第十三條ヲ左ノ通改正ス

乙種師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行善良ニシテ次ノ各號ノ
一ニ該當シ且唱歌及ヒ國語ノ試験ニ合格シタル者トス

一、中學校卒業者

二、修業年限四箇年以上ノ高等女學校卒業者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校又ハ高等女
學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

理由 乙種師範科卒業者ハ小學校專科正教員ノ資格ヲ與ヘラル
ルニ依リ中學校又ハ高等女學校卒業ヲ以テ入學資格トスルヲ當
然トス

近年乙種師範科入學志願者非常ニ増加シ入學ヲ許サルル者ハ右
資格ヲ具備セル者大多數ヲ占ム

附則

本學則ハ大正十四年九月十日ヨリ施行ス

本學則施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル
コトヲ得
(手書き)

これに対して八月十日付、文部大臣より出された許可は次のとおり。
書類には「裁決定九月十七日」「九月十七日發送濟」の印が押されてい
る。

大正十四年八月十日

東京音樂學校規程改正ノ件

案 一

文部省令第 號

東京音樂學校規程中左ノ通改正ス

年 月 日

文 部 大 臣

第三條 第一項ノ表中唱歌ノ項「八八八五五五」ヲ「八七七五

四四」ニ、計ノ項「oooooooooooo」ヲ「oooooooooooo」ニ改

メ第二項ヲ削ル

第七條第二項中「ピアノ」ヲ削ル

第八條ヲ左ノ如ク改ム

師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ一般專門學校ノ入學資格ヲ有スル
者ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ルコトヲ
得

案 二

東京音樂學校

大正十四年八月一日音庶第九九號

申請學則中改正ノ件許可ス

年 月 日

文 部 大 臣

(手書き) (東京音樂學校規則 第二册)

以下は改正結果である。

第二章 本科

第五條 本科ノ各學科目ノ每學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

學科目	學年			修 身	唱 歌	器 樂	器 樂 合 奏	音 樂 理 論
	第一學年	第二學年	第三學年					
聲 樂 部	一	一	一	一	八	一		二
器 樂 部	一	一	一	一	五	二	二	二
	一	一	一	一	四	二	二	二
	一	一	一	一	四	二	二	二

計	體操	外國語	國語	音樂史
二二	二	三	三	二
二二	二	三	三	二
一九	二	三	三	
二二	二	三	三	二
二二	二	三	三	二
一九	二	三	三	

〔東京音樂學校一覽 從大正十四年至大正十五年〕三七〜三八頁

第三章 師範科

第八條 師範科ヲ分チテ甲種師範科及乙種師範科トス其學科目左ノ如シ

甲種師範科 修身、唱歌、ピアノ、音樂通論、和聲論、音樂史、教育學、音樂教授法、國語、英語、體操及遊戲
乙種師範科 修身、唱歌、オルガン又ハピアノ、音樂通論、音樂教授法、國語、體操及遊戲

（前掲書 三八〜三九頁）

第十一條 甲種師範科ニ在リテハ第八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

オルガン、ヴァイオリン、美學、音響論

（前掲書 四〇頁）

第十二條 甲種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ師範學校中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ當該學校長ノ薦舉ヲ受ケタル者ニ就キ左ニ掲クル學科目ノ試験ヲ行ヒ之

ヲ定ム但女子ハ夫ナキ者ニ限ル（以下變更なし）

（前掲書 四〇頁）

第十三條 乙種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當シ且唱歌及國語ノ試験ニ合格シタル者トス

一、中學校卒業者

二、修業年限四箇年以上ノ高等女學校卒業者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校又ハ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

（前掲書 四一頁）

「第四章 豫科」の「第十七條」では「第六」中「……（略）指定セラレタル者」に続く但し書きが削除される。

第九章第三十六條に「四、授業料ノ滞納十五日ニ及フ者」が加わる。

（前掲書 四五頁参照）

第十一章の改正はほぼ全体にわたっている。

第十一章 授業料

第四十三條 授業料ハ年額左ノ如シ

本科 金六拾五圓

豫科 金六拾五圓

研究科 金五拾圓

第四十四條 師範科ハ授業料ヲ徴收セス

第四十五條 授業料ハ左ノ區分ニ依リ納付スルモノトス

本科、豫科 研究科

第一學期 金貳拾圓 金拾五圓 四月二十一日ヨリ二十五日マテ

第二學期 金貳拾五圓 金貳拾圓 九月十六日ヨリ二十日マテ

第三學期 金貳拾圓 金拾五圓 一月十六日ヨリ二十日マテ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

(前掲書 四六、四七頁参照)

附則に新たに四項目が追加された。附則全体は次のとおり。

附則

本學則ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

本學則施行前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ國語及英語ノ中一ヲ缺クコトヲ得

第四十三條及第四十五條ノ改正ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス

大正十四年四月十五日以前ニ本科ニ入學シタル者ノ授業料ハ大正十七年三月三十一日迄従前ノ規定ニ依ル

大正十三年四月十五日以前ニ研究科ニ入學シタル者ノ授業料ハ大正十五年三月三十一日マテ従前ノ規定ニ依ル

第五條第八條第十一條第十二條第十三條ノ改正ハ大正十四年九月ヨリ施行ス

(前掲書 四八頁)

『大正十四年度東京音楽學校學事年報』より「甲款」中「概要」「規

程」「設備」、「乙款」中「資金」「授業料ノ改正」を掲げる。

大正十四年度東京音楽學校學事年報

甲款

概要

本年度ニ於テハ陸軍省ヨリ將校ヲ配屬セラレタルニヨリ一週二時間ツ、男生徒ニ教練ヲ課ス毎年春秋二季ニ演奏會ヲ開キ來リシガ本年ハ種々ノ支障アリ六月十三十四兩日春季演奏會ヲ開催スルニ止メタリ大正十五年三月二十五日生徒卒業證書授與式ヲ舉行セリ

規程

本校學則中第五條ヲ改正シテ本科二、三學年唱歌ノ教授時數一時間ヲ削減シ學年ニ配當シタル學科目ヲ其學年内ニ修了シ能ハサルトキハ次學年ニ亘リ修ムルノ項ヲ削除セリ第八條ヲ改正シテ甲種師範科ノ必須器樂ヲピアノトシ乙種師範科ノ器樂ヲオルガン又ハピアノトシ第十一條甲種師範科隨意科目中ノピアノヲ削ル第十二條ヲ改正シテ甲種師範科入學志願者ノ年齢及入學試驗程度ヲ削ル第十三條ヲ改正シテ乙種師範科ノ入學資格ヲ高メテ中學校若ハ高等女學校卒業又ハ之ニ等シキ者トシ右改正ハ九月ヨリ實施ス

設備

本校々舎ハ明治二十三年ノ建築ニシテ當時僅カニ五、六十人ノ生徒ヲ教授スルヲ目的トシ設置セラレタル極メテ小規模ナルモノナリ其後教室及練習室ヲ増築セラレタルモ猶狹隘ニシテ授業上及生徒ノ練習上不便名利渺カラス奏樂堂モ亦時代ニ適セス演壇ハ狹クシテ多人數ノ合奏合唱ヲ行フコト能ハス又座席ハ少數ニシテ參聽希望者ヲ

悉ク入場セシメ難ク殊ニ建築以來年ヲ閱スルコト久シキヲ以テ内外共破損腐朽ノ箇所多ク危險尠カラズ改築ノ際收容力ヲ増シ且時代ニ適應セル堅固ナル建築トナスノ必要アリ

分教場ハ震災後焼跡ニ建築セラレタル假校舍ニテ從來ノ通選科ノ授業ヲ行ヒ居ルモ狹隘ニシテ諸事不便ナリ而シテ選科生徒ノ入學志望者ハ近年著シク激増シ當益々増加ノ傾向アレハ之ヲ擴張シ設備ヲ完全スルノ必要アリ

寄宿舎ハ八疊一室二四人詰ノ割合ニテ百人内外ヲ收容シ居ルモ設備モ不完全ナルヲ以テ尙多數ノ入舎希望者アリ一層規模ヲ擴張シテ設備ヲ全フスルノ要アリ現在ノ寄宿生ハ女子ノミナルカ男生徒ノ爲ニモ別ニ寄宿舎ヲ設ケルノ必要アリ

乙 款

一 資 金

維持資金中現金ハ預金部預金トシ有價證券ハ一部甲種國債登録ヲナシ他ハ日本銀行ニ寄託シテ保管ノ確實ヲ期シ併セテ利殖ヲ圖レリ前年度ニ比シ現金壹千八百五拾四圓ヲ増加セシハ歳入殘餘ノ繰入ニ因ルモノニシテ有價證券壹千圓ヲ増加セシハ公債買入ノ結果ナリ

一 授業料ノ改正

本科、研究科、聽講科ノ授業料ヲ左ノ如ク増額スルコトニ改正シ本年度ヨリ施行シタリ而シテ規程改正前ニ入學シタル生徒ニ對シテハ當分ノ間從前ノ規定ニ依ルコトトセリ

種別 改正額 從前額

豫科 六拾五圓 四拾圓

本科 六拾五圓 五拾圓

研究科 五拾圓 參拾圓

聽講科 五拾圓 參拾圓

一 經費歲入歲出

本年度經費ノ決算ハ歲入拾五萬六千七百拾壹圓歲出拾四萬八千七百七拾壹圓ニシテ之ヲ前年度ニ比較スルニ歲入ニ於テ壹千六百八拾五圓ヲ増加シ歲出ニ於テ參千四百圓ヲ減少セリ前者ハ主トシテ選科生徒數ノ増加及授業料ノ増額ニ因ルモノニシテ後者ハ傭外國人教師ニ對スル歸國旅費支出ノ要ナカリシト來航旅費ノ支出件數少カリシトニ由ル

大正十五年（昭和二年）

『大正十五年度東京音樂學校學事年報』の「規程」欄には「本校學則第七條第十三條第十七條及第二十一條ニ改正ヲ加ヘ本科豫科乙種師範科ニ入學ヲ許可スヘキ女子ハ夫ナキ者ニ限ルコト、シ四月十六日ヨリ實施ス」（手書き）とある。

十五年一月丁國人シヤールス、ラウトルツプヲ雇入ル四月學則ニ改正ヲ加ヘ研究科本科豫科乙種師範科ニ入學ヲ許スヘキ女子ハ夫ナキ者ニ限ルコトトシ試業ノ成績評點專修ノ學科目以外ハ五十點以上ヲ合格トス

（『東京音樂學校一覽 從大正十五年至大正十六年』一一頁）

『東京音樂學校規則 第二冊』には、四月五日付東京音樂學校長から

文部大臣宛　また四月十二日裁決定で文部大臣から東京音楽学校宛の次のような書類が綴られている。

音庶第一三號

本校學則ニ別記改正ヲ加へ度御許可ヲ願ヒマス

大正十五年四月五日

東京音楽學校校長村上直次郎印

文部大臣岡田良平殿

記

第七條ノ「但」以下ヲ左ノ通改正

但女子ハ夫ナキ者ニ限ル

豫科卒業者ト雖モ成業ノ見込ナキ者ハ入學ヲ許可セス

第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但女子ハ夫ナキ者ニ限ル

第十七條ノ但書ヲ左ノ通改メ第三項トシ第一項ノ末ニ

「但女子ハ夫ナキ者ニ限ル」ヲ加フ

第一項ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ特ニ音樂ノ才能アリト認

ムル者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十一條ノ本條ヲ左ノ通改正

研究科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ本科卒業者中學藝優秀ナル

者トシ女子ハ夫ナキ者ニ限ル

理由　女子ノ婚嫁シタル者ハ成業ノ見込少ク甲種師範科ニ

在リテハ從來有夫ノ女子ヲ入學セシメサル規定ナルガ近來
本科豫科等ノ女生徒中往々在學中結婚シ半途廢學スルニ至
ル者アルト又本校生徒取締上必要アルトニ依リ右改正ヲ要
ス

第三十九條　第二項ノ「六十點」ヲ「五十點」ニ改ム

理由　一般學科ノ合格標準高キ爲メ專修學科ノ成績優秀ナ
ル者モ進級スル能ハサルノ遺憾アルニ依ル

附　則

本學則改正ハ大正十五年四月十五日ヨリ施行ス　〔手書き〕

東音專二號　裁決定 4 月 12 日　發送 4 月 12 日

大正十五年四月五日起案

直轄學校學則改正許可ノ件

案

東京音楽學校

大正十五年四月五日音庶第一三號申請學則中改正ノ件許可ス

年　月　日

文　部　大　臣

備考

一、入學スヘキ女子ハ「夫ナキ者ニ限ル」コトトス

一、採點標準「六十點」ヲ「五十點」ニ改ム　〔手書き〕

この結果『東京音楽學校一覽　從大正十五年至大正十六年』の該当す

る各条項が改正された。改正結果は書類の文面と同一である。なお「附則」中、削除および追加事項を次に記す。

附則

本學則ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス

本學則施行前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ國語及英語ノ中一ヲ缺クコトヲ得

第四十三條及第四十五條ノ改正ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス

大正十四年四月十五日以前ニ本科ニ入學シタル者ノ授業料ハ大正十七年三月三十一日迄従前ノ規定ニ依ル

大正十三年四月十五日以前ニ研究科ニ入學シタル者ノ授業料ハ大正十五年三月三十一日マテ従前ノ規定ニ依ル

第五條第八條第十一條第十二條第十三條ノ改正ハ大正十四年九月ヨリ施行ス

（『東京音樂學校一覽 從大正十五年至大正十六年』四六頁）

大正の最終年度にあたり、同年度の『學事年報』全体を掲載する（ただし「規程」の項はすでに掲載済のため省略）。

昭和二年五月十九日起案 五月二十日決定 決行

進達案

大正十五年
昭和元年
年度東京音樂學校年報

右進達致シマス

年 月 日

校 長

文部大臣宛

大正十五年
昭和元年
年度東京音樂學校年報

甲 款

概 要

本年度ニ於テ生徒卒業證書授與式ハ三月二十五日舉行セリ毎年音樂演奏會ハ春秋二期ニ開催シ來リシガ本年ハ五月二十二、二十三兩日春季演奏會ヲ開キ十月十三日會議ノ爲メ上京中ノ學務部長ヲ招待シテ演奏會ヲ催シ十月二十三日特別演奏會ヲ開キ十二月十一、十二兩日秋季演奏會ヲ開キタリ

規 程

（この項前掲につき省略）

設 備

本校ノ校舍ハ明治二十三年建築ニシテ規模甚タ狹小ナリ其後ニ至リ教室及練習室ノ増築アリシモ猶狹隘ニシテ授業上不備不便尠カラサル爲メ大二學業ノ進歩ヲ妨ケ多數生徒ヲ收容スル能ハス奏樂堂ノ如キモ亦現代ニ適セサル指適ニシテ設備完成セス演壇ハ度々次足シテ現狀ナルモ壇上狹クシテ多人數ノ合唱及管絃樂ノ合奏ヲ行ヒ難ク而シテ聽衆ノ座席ハ少數ニシテ屢々參聽希望者入場ヲ拒否スルノ止ナキ場合アリ殊ニ現在校舍ハ三十有餘年ヲ經タル木造建築ナレハ内外共ニ破損腐朽ノ箇所ヲ生シ危險ノ虞レアルニヨリ速ニ改築ヘ著手セラレタシ建築設計ハ時代ニ鑑ミ規模擴大堪震堪火堅牢ニシテ設備充實スルヲ要ス

分教場ノ校舍ハ震災後一時的ノ假校舍ナルモ狹隘ニシテ多數生徒

ヲ收容スル能ハス授業上ニモ不便尠カラス又近年入學志願者激增ノ際ナレハ至急本建築ヲナシ設備充實セラレタシ寄宿舎ハ八疊一室ニ四人詰ノ割合ニテ大小二十室ニ配當シ九十人内外ヲ收容シ得ルヲ過キスシテ狹隘ナリ設備ニ至リテモ亦不備ナレハ擴張改善ノ要アリ寄宿セシムルハ女子ノミニシテ男子生徒ハ全部通學ナルモ女子ト同シク寄宿舎新設ノ必要アリ

職員

本校職員ハ校長一人教授十三人助教授十人囑託六人ノ定員ナレバ教室不足ニシテ所定ノ學科目ノ授業ヲ適當ニ分擔セシメ難キニ依リ講師ヲ囑託シ或ハ唱歌及器樂ノ授業ニハ助手ヲ採用シテ補充シ居ルニ過キサル狀況ナリ選科教場ハ校外ニアリ別ニ事務員ヲ要スルニ付教官及囑託ノ定員増加ヲ必要トス

生徒

生徒ハ操行佳良ニシテ學力ハ年毎ニ向上進歩ノ狀況ニシテ品行善良學力優秀ナル生徒ハ本科二五人甲種師範科二二人乙種師範科二人アリ卒業ノ際之ニ指定寄附ノ獎學賞品ヲ授與シタリ病氣ノ爲メ卒業試験ヲ受ケナイ者本科二二人甲種師範科一人乙種師範科一人アリ豫科及師範科生徒ハ學年ノ始メニ募集シ選抜試験ヲ行ヒ入學セシメ研究科聽講科能樂囑子科生徒ハ入學志望者既修ノ學業成績等ニ就キ論議ノ上無試験ニテ入學ヲ許シ選科生徒ハ每學期ノ始メ志望者ノ學力ヲ檢定シテ入學セシメタリ

東京音樂學校職員表

一、教官及事務官

任												奏			遇待任勅						任												勅			種 別
合 計	七 等				六 等				三 等				三 等						合 計	二 等						一 等										
	計	教 授			計	教 授			計	教 授			計	教 授			計	教 授			計	教 授			計	校 長										
		計	女	男		計	女	男		計	女	男		計	女	男		計		女		男	計	女		男	計	女	男	計	女	男				
一 三 ○				一				二		六	三	一 三		三	二	一	一	一		一			一							人員	教					
二 三 、 八 五 ○				一 、 二 ○ ○				三 、 ○ ○ ○		一 二 、 一 五 ○	五 、 六 ○ ○	六 、 五 五 ○		七 、 五 ○ ○	五 、 一 ○ ○	二 、 四 ○ ○	三 、 八 ○ ○	三 、 八 ○ ○				三 、 八 ○ ○							俸給年額	官						
																	一						一						人員	事						
																	五 、 二 ○ ○						五 、 二 ○ ○					五 、 二 ○ ○		俸給年額	務					
																														華族	族					
一 七 ○					二	二		二	三	三	二	一 ○	二	二	一	一														士族	籍					
五	一	一		一					三	三	一	二	一	一	一		二	一		一	一		一	一			一		平民	別						
一 三 ○	一	一		一	二	二		二	六	六	三	三	三	三	二	一	二	一		一	一		一	一			一		合計	人員						

三、雇員及傭人表

種別			人員	月俸額
教務雇				
月俸參拾圓以上ノモノ				
計	女	男		

總計		樂語調查囑託			能樂授業囑託			校醫			邦樂調查囑託		
女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
一七 〇七	一九 七〇			六 〇			二			一 〇			一 三
八、四六〇	一二、四八〇						一、七四〇						六〇〇

掃除婦			火夫			巡視			合計	事務雇									計
										日給ノ者			月俸參拾圓以下ノモノ			月俸參拾圓以上ノモノ			
計	女	男	計	女	男	計	女	男		計	女	男	計	女	男	計	女	男	
一	一	一	一	一	一	三	一	三	五										五
二四圓	二四圓	一	六〇圓	一	六〇圓	一三五圓	一	一三五圓	三〇〇圓										三〇〇圓

種 甲	三學年		豫 科		計		科 本		計		科 究 研		類 別
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		一											家事
	二			一			二						病氣
													入營
													職務
													都合
													學修
													諭旨
													退學ヲ命
													シタル者
													除名
													留學
													外國
				一								一	死亡
													計

大正十五年 昭和元年 東京音楽學校年報乙號半途退學者明細表

備考 本表中數字上ノ符號アルモノ「朝」ハ朝鮮人「支」ハ支那人ナリ
〔表中の空欄および零の記載は原資料どおり〕

合 計	支		朝		計	
女	男	女	男	女	男	女
三六八	一九五	支一	二九三			
四五	一七二					
三五	二〇					
四四八	二二二	支一	二九三			
四四八	二二二	支一	二九三			
五九九	三七七	朝一	二二七			
二〇九	一三二	支一	一七二			
八八	四五	支一	二二			
一四九	八三		一五七			
	二					

類 別	豫 科	甲種師範科	乙種師範科
高等女學校四學年修了	五		
高等女學校卒業	一二	一三	一四
女子師範學校卒業		一〇	
中學校四學年修了	四		
中學校卒業	九	二	三
師範學校卒業		五	

入學試験合格者入學前修業學校別 大正十五年度

合 計	選 科		能樂囃子科		聽 講 科		乙種師範科		計		科 範 師	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
二〇	一七	一八	一六			二						
八	一	二					一				一	
五七	二三	五七	二三									
二										一	一	
八二	四二	八〇	四〇			二	二					
	二											
一一二	六二	一五七	七九									

二、生徒卒業後ノ狀況表

入學試驗合格者

十

三三

—

合計		所教第四學養臨時	
女	男	女	男
七	二三		
四二	三三二		
一八	三五		
六四九	二九		
一五三	一〇		
三五六	四九		
三八	二六	二	一
三	三		
五六	米四一九		
二四七	四九		
	一九		
マ二一 マ五七七	マ六二 マ九三	二	一

大正十四年度東京音樂學校年報丙號表

一、第一土地表

二、第二土地表ニ屬スルモノナシ

種 別	木		造		煉 瓦		造	
	二 階	平 屋	二 階	平 屋	二 階	平 屋	二 階	平 屋
事務所	三五	二六八						
教場	二三五	二七六						
練習室	四〇	一〇六						
奏樂堂	一四三							
生徒控室		四四						
食堂		二二						
八七、九七九								建築費
八七、九七九								價格

倉庫及物置	二四	二四	二四	二三、九三〇	一二五、五〇九
門衛詰所	九八			二三、九三〇	一二五、五〇九
供待廠ノ類					
寄宿舎	一八四			二三、九三〇	一二五、五〇九
機關室	二八			三、六〇〇	三、六〇〇
總計	五四二	二四	二四	二五、五〇九	一二五、五〇九

大正十五年報乙款丁號表別紙進達致シマス
昭和元年

年
月
日

校長

文部大臣宛

乙款

一 資金

維持資金中現金ハ預金部預金トシ有價證券ハ一部甲種國債登録ヲナシ他ハ日本銀行ニ寄託シテ保管ノ確實ヲ期シ併セテ利殖ヲ圖レリ前年度ニ比シ現金五千百拾壹圓有價證券貳千八百貳拾九圓ヲ増加セシハ歲入殘餘ノ繰入レ及ビ公債購入ノ結果ナリ

一 經費歲入歲出

本年度經費ノ決算ハ歲入拾六萬貳千貳百四拾六圓歲出拾五萬參千百貳拾參圓ニシテ前年度ニ比シ歲入ニ於テ四千六百拾八圓歲出ニ於テ參千四百參拾五圓ヲ増加セリ前者ハ主トシテ生徒數ノ増加ニ

件ヲ授業料ノ増加及演奏會收入ノ増加ニ因ルモノニシテ後者ハ俸給並ニ傭外國人諸給ノ増加ニ因ル

大正十五年
昭和元年
東京音楽學校年報丁號表

一、經費表

入										歲		種別
合	部時臨	部	常	經	入					政府支出金受入		
					計	計	雜收	土地家屋賃料	寄宿料		維持資金利息	
計	臨時政府支出金受入		計									
一六二、二四六	一六二	一六二、〇八四	三八、九一六		七、五二三	二、二一〇	二、九一三	三、二一五	一、九六〇	七九五	二二、三〇〇	一二三、一六八
出										歲		種別
合	部時臨	部	常	經	入					政府支出金受入		
					計	計	雜收	土地家屋賃料	寄宿料		維持資金利息	
計	退職特別賜金											
一五三、一二二	一六二											

二、資金表

金資持維					種別
合計	建物	土地	有價證券	現金	
五七〇、六一一	一一五、五〇九	三八五、七六五	六二、三六四	六、九七三圓	金額
金資別特					種別
總計					
五七〇、六一一					金額 圓

三、備品價格表

種別	價格	種別	價格
圖書	三四、〇九〇圓	文具	三七圓
機械	一六三、七九七	器具	三四、六三九
標本	—	總計	二二二、五六三

(三) 昭和二年度～十年度

昭和二年～三年

「二月 本年ノ乙種師範科生徒募集ヲ中止ス」(『東京音楽學校一覽 自昭和四年至昭和五年』一五頁) という記載がある。

『昭和二年度東京音楽學校年報』には次のように記されている。

規程

乙種師範科ハ甲種師範科及本科三學年生徒ノ實地授業ヲ行ハシムル爲ニ設置シタルモノナルモ近來乙種師範科生徒ノ學力大ニ進歩シ敎生ヲシテ授業ヲ擔任セシムルノ不適當ナルヲ認メタルニ依リ本年度ハ乙種師範科生徒ノ募集ヲ中止シ甲種師範科生徒ヲ増募シタリ

(和文タイプ)

これに続く「設備」「職員」「生徒」の項を掲げる。